

第1章 成年後見制度と市町村長申立ての意義と根拠

1. 現行制度の概要

1) 成年後見制度とは・・・

精神上の障がいによって判断能力が十分でない方々（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）が、社会生活において様々な契約や遺産分割などの法律行為をする場合に、その法律行為によってどのような効果が発生するのか、自分の行った行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする場合があります。

成年後見制度は、このような方々について、本人がお持ちになっている預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

成年後見制度に係る主な根拠法令等

- ◆補助・保佐・後見の制度の導入等新しい成年後見制度への改正
 - 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）
- ◆任意後見制度の創設
 - 任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）
- ◆老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正による市町村長申立権の付与規定の新設
 - 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）
- ◆成年後見登記制度の創設
 - 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）

2) 現行の成年後見制度への改正経緯

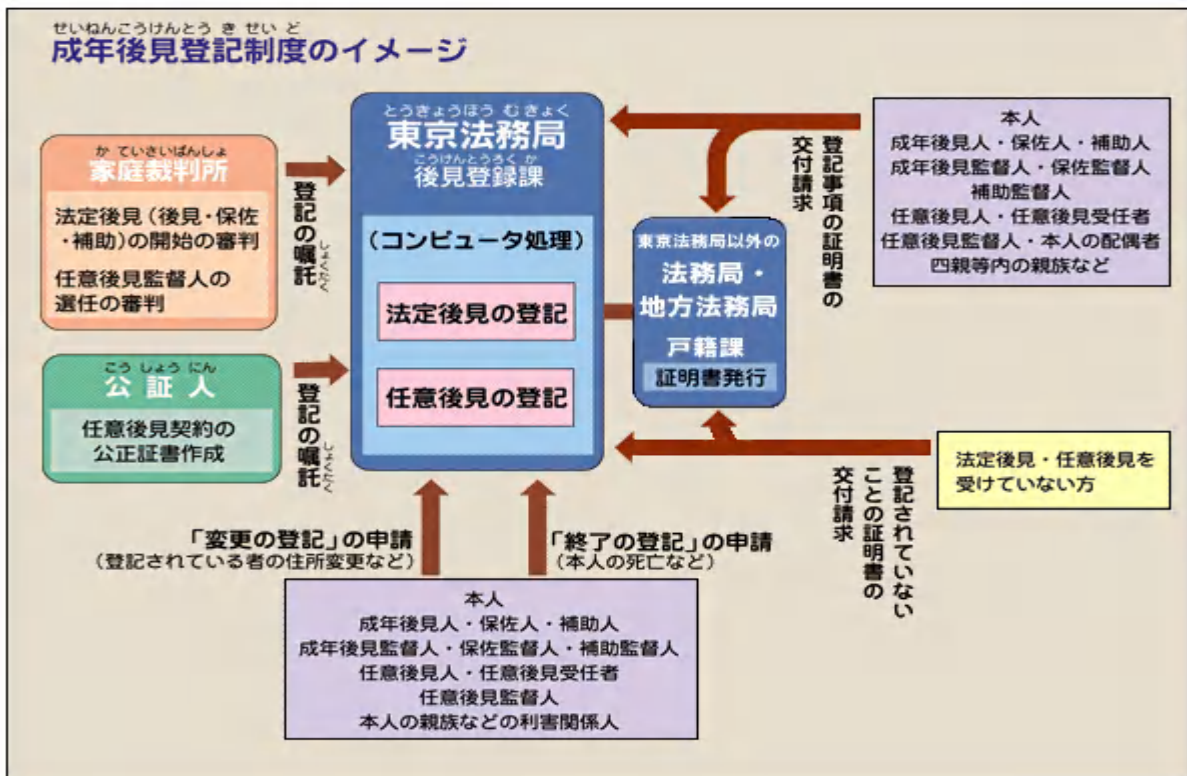
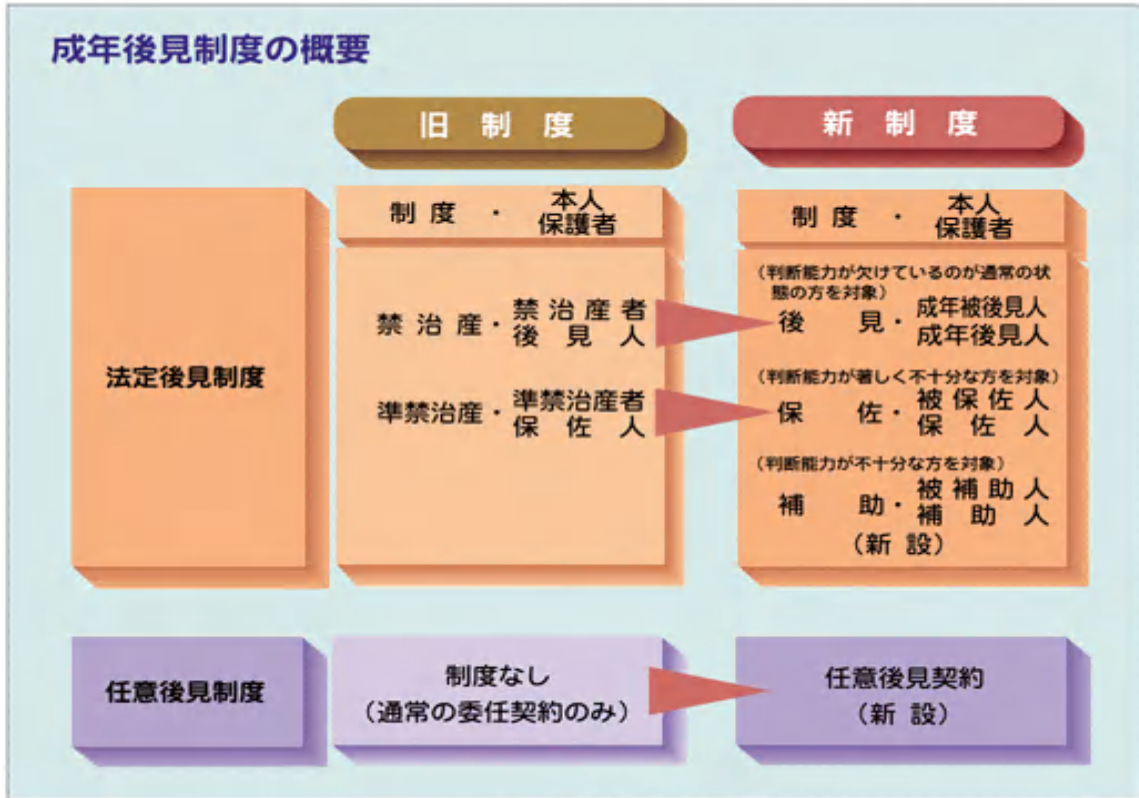
改正前の成年後見制度は、①「禁治産」「準禁治産」の宣告がされると、その事項が本人の戸籍に記載されることになっていたことから制度利用への抵抗感があった②保護者としての後見人・保佐人は、夫婦の場合は必ず配偶者であり、人数も1名に限定されていたことにより、保護体制が十分とは言えなかったこと等の問題点が指摘されていました。

このため、現行の成年後見制度は、これまでの成年後見制度に対する指摘を踏まえて、高齢化社会への対応及び障がい者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な高齢者や障がい者等を保護し、支援するために「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」等の新しい理念と、従来からの「本人保護」の理念との調和を図り、本人の状況に応じた柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として、平成12年4月1日から施行されました。

現行制度には、従前の禁治産、準禁治産の制度を改めた「法定後見」（「民法」で定められています。）と、従前の制度にはなかった「任意後見」（「任意後見契約に関する法律」で定められています。）があります。

法定後見は、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型があり、精神上の障がいにより本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所が、法律の定めに従って、本人を援助する者（成年後見人等）を選任し、この者に本人を代理するなどの権限を与えることにより本人を保護するものです。

任意後見は、本人の判断能力が不十分な状態になった場合に、本人があらかじめ締結した契約（任意後見契約）に従って本人を保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。



(1) 法定後見制度の概要

類 型		補 助	保 佐	後 見
開始の要件	対象者	精神上の障がいにより事理を弁識する能力が不十分な者	精神上の障がいにより事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者
	鑑定の要否	原則として診断書等で可	原則として必要	
開始の手続き	申立権者	(民法) 本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官 (任意後見契約に関する法律) 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 (老人福祉法・知的障害者福祉法及び精神保健及び障害者福祉に関する法律) 市町村長		
	本人の同意	必 要	不 要	
機関の名称	本 人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	援助者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権	付与の対象	民法13条1項に定める行為の一部に限り、申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	民法13条1項に定める行為	日常生活に関する行為以外の行為
	本人の同意	必 要	不 要	
	取消権者	本人又は補助人	本人又は保佐人	本人又は成年後見人
代理権	付与の範囲	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関する法律行為についての包括的な代理権と財産管理権
	本人の同意	必 要		不 要
援助者の責務	職務	付与された同意権・取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務		本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務
	義務	本人の意思の尊重と本人の心身の状態及び生活の状況に配慮		

- 法定後見は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに類型化され、申立てを受けた家庭裁判所が、法律の定めに従って、本人を援助する者として成年後見人、または保佐人、補助人を選任する。
- 成年後見人等は、審判の内容や法に規定された代理権、同意権・取消権を行使し、身上配慮義務、本人意思尊重義務に従い、財産管理や身上監護を行う。
- なお、以下の本文において、「成年被後見人等」とは本人のことであり、被保佐人、被補助人を含む。また「成年後見人等」とは保佐人、補助人を含む。
- 旧制度での「禁治産」、「準禁治産」はそれぞれ「後見」、「保佐」の審判を受けたものとみなされる（民法附則第3条）。その場合、登記を申請し、登記されると法務局より登記された旨の通知が市町村になされ、それをもって戸籍が再製される（後見登記等に関する法律附則第2条）。

■民法附則(平成11年12月8日法律第149号)第3条(禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置)

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

(以下略)

■後見登記等に関する法律附則第2条(禁治産者及び準禁治産者についての経過措置)

民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号。以下「民法改正法」という。)附則第3条第1項の規定により成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる者又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、後見の登記を申請することができる。

(以下略)

4 登記官は、前三項の規定による登記をしたときは、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、その旨の通知をしなければならない。

5 戸籍事務を管掌するものは、前項の通知を受けたときは、法務省令で定めるところにより、当該通知に係る成年被後見人とみなされる者又は被保佐人とみなされる者の戸籍を再製しなければならない。

- 現行の成年後見制度においても各個別法において依然資格制限が定められている。以下に例を示す。

・成年被後見人

選挙権および被選挙権（公職選挙法第11条第1項）

印鑑登録（自治省印鑑登録証明事務処理要領、各市町村条例）など。

なお、被保佐人には上記の資格制限はない。

・被保佐人

校長、教員（学校教育法第9条）

国家公務員（国家公務員法第38条）及び地方公務員（地方公務員法第16条）

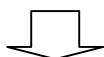
社会福祉法人の役員（社会福祉法第36条第4項）など。

なお、上記については成年被後見人も資格制限される。

本人の事前の意思決定	任意後見契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ○本人が精神上の障がい（認知症・知的障がい・精神障がい等）により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を任意後見人に委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約。 ○任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生する旨の定めのあるもの。 ○法務省令で定める様式（公正証書）に従って、任意後見人が代理権を行使する事務の範囲を特定して記載することが必要。
	任意後見契約の登記	<ul style="list-style-type: none"> ○公証人から東京法務局への嘱託により、任意後見契約の登記が行われる。



本人が、判断能力の不十分な状況へ



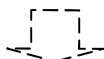
任意後見監督人の選任の申立て	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所に対し、申立権者（本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者）が申立てをすることができる。 <p>※任意後見受任者は、任意後見監督人が選任された後においては、任意後見人となる。</p>
----------------	---



任意後見監督人の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所は、任意後見受任者が任意後見人として不適任な事由がある場合等を除き、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を発生させることになる。 ○任意後見監督人の選任は、本人の申立て又は同意（表意が不能の場合を除く）が要件となる。 ○任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系親族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人になることはできない。
------------	--



任意後見監督人の職務	<ul style="list-style-type: none"> ○任意後見人の事務を監督すること。 ○任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告すること等。
------------	--



任意後見契約の終了	任意後見契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> ○「正当な事由」を要件として任意後見契約の解除ができる場合を限定し、家庭裁判所の許可を要件とする。（任意後見監督人選任前は、公証人の認証を受けた書面による解除を要件とする。）
	任意後見人の解任	<ul style="list-style-type: none"> ○任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるとき。 ○家庭裁判所に対して解任請求のできる申立権者は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官である。
	法定後見（補助・補佐・後見）の開始	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭裁判所は、本人の利益に特に必要があると認める限り、後見開始の審判等を行うことができ、任意後見契約は終了する。

2. 市町村長申立て

○ 前節の（１）法定後見制度の概要でみたように、成年後見制度における申立権者は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官（民法第 7 条）、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見契約に関する法律第 10 条第 2 項）とされている。

○ しかし、65 歳以上の者、知的障がい者、精神障がい者について、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市町村長は後見開始の審判等の請求ができると規定された（老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2）。

○ 「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」については次のように解される。

市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」との規定は、本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要性がある場合に市町村長の申立権を認めたものと解される。したがって、不動産の処分など財産管理の問題であって、一見福祉的分野とは言いがたいニーズとみえる場合においても、親族等による申立が期待できない状況のなかでは、本人の保護を図るために必要である場合には積極的に市町村長申立てを利用すべきであると思われる。

■ 成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について（平成13年7月3日付け）

各都道府県・指定都市・中核市老人福祉担当課（室）長宛厚生労働省老健局計画課長名事務連絡

「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」

Q1 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第 32 条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第 32 条にいう「その福祉を図るために特に必要がある認めるとき」とは、本人に4親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用やそれに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

* 厚生労働省社会・援護局通達

平成 17 年 7 月 29 日障障発第 0729001 号、障精発第 0729001 号、老計発第 0729001 号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、二親等以内の親族の有無を確認すればよい。

平成 20 年 3 月 28 日 各都道府県・障害福祉主管課長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

(改正後)身寄りの有無や、市町村長申立事例に限らず、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者または精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

根 拠 法 令

老人福祉法（昭和 3 8 年 7 月 1 1 日法律第 1 3 3 号）（抄）

（審判の請求）

第 32 条 市町村長は、65 歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

知的障害者福祉法（昭和 3 5 年 3 月 3 1 日法律第 3 7 号）（抄）

（審判の請求）

第 28 条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年 5 月 1 日法律第 1 2 3 号）（抄）

（審判の請求）

第 51 条の 11 の 2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、民法第 7 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 876 条の 4 第 1 項又は第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をすることができる。

市町村長が、老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、請求を行うことができる審判

- ① 後見開始の審判（民法第 7 条）
- ② 保佐開始の審判（民法の第 11 条）
- ③ 保佐人の同意を要する行為の範囲の拡張の審判（民法第 13 条第 2 項）
- ④ 補助開始の審判（民法第 15 条第 1 項）
- ⑤ 補助人の同意権の付与の審判（民法第 17 条第 1 項）
- ⑥ 保佐人の代理権の付与の審判（民法第 876 条の 4 第 1 項）
- ⑦ 補助人の代理権の付与の審判（民法第 876 条の 9 第 1 項）

民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）（抄）

第 7 条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

第 1 1 条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

第13条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
 - 二 借財又は保証をすること。
 - 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
 - 四 訴訟行為をすること。
 - 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
 - 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
 - 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
 - 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
 - 九 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 2 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。
- 3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

第15条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第7条又は第11条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

第17条 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第13条第1項に規定する行為の一部に限る。

第876条の4 家庭裁判所は、第11条本文に掲げる者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

- 2 本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 家庭裁判所は、第1項に掲げる者の請求によって、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

第876条の9 家庭裁判所は、第14条第1項本文に掲げる者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

- 2 第876条の4第2項及び第3項の規定は、前項の審判について準用する。

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による
老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の
一部改正について」(抄)

平成12年3月30日

障第11号・障精第21号・老計第13号

各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長

厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立に基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がいのうち、身寄りが無い場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

(1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

(2) (略)

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・ 成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・ 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無
- ・ 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- ・ 成年被後見人等の意見
- ・ その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第843条第4項、第876条の2第2項及び第876条の7第2項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合、例えば、認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がいのうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を営営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。